

議案第 97 号

所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、本案を提案するものである。

所沢市手数料条例の一部を改正する条例

所沢市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「又は第39条の7第9項」及び「又は第39条の7第11項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。